

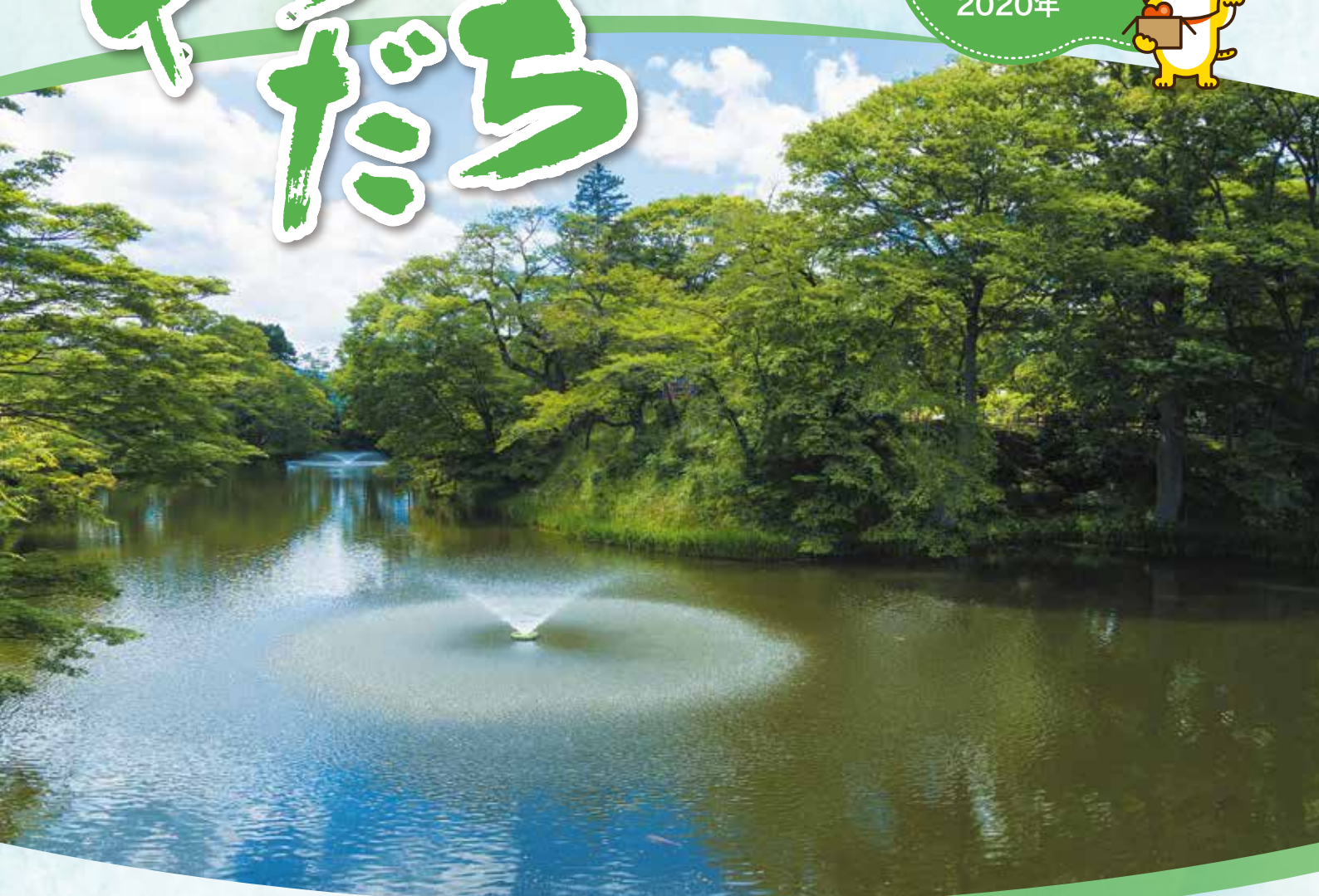
わだち

公益社団法人
福島県トラック協会 広報誌

06

2020年

vol.473



県ト協 令和2年度 第1回理事会を書面にて実施

⑩ 国交省

- ◎新型コロナウイルス感染症対策下におけるアルコール検知器の取扱いについて

⑤ 厚労省

- ◎労働保険の年度更新期間の延長等について

⑧ 福島県

- ◎6月は「シートベルト着用」強化月間です！
- ◎福島議定書に参加しましょう！

⑩ 全ト協

- ◎令和2年度「自家用燃料供給施設整備支援助成事業」の実施について

② 県ト協

- ◎令和2年度定時総会のご案内

⑤ 青年部会

- ◎令和元年度第3回及び令和2年度第1回役員会を書面にて実施

⑥ 適正化

- ◎2020年度安全性評価事業の申請受付および個別相談会開催について
- ◎国交省による安全性優良事業所表彰制度のお知らせ

③ 支部

- ◎各支部が定時総会を書面にて実施

④ お知らせ

- ◎県ト協ホームページへのリンク募集について
- ◎セーフティチャレンジ事業に参加しましょう！



県ト協

令和2年度定時総会のご案内

福島県トラック協会では下記日時、場所において、令和2年度定時総会を開催いたします。新型コロナウイルス感染拡大防止の為、役員（理事・監事）のみで規模を縮小し開催いたします。つきましては、定時総会議案書をご確認の上、委任状提出によるご出席のご協力をお願い申し上げます。

日程：令和2年6月12日（金） 13時30分～

場所：郡山市「県中研修センター」

※総会の案内および総会資料（議案書）、委任状については
5月28日（木）に発送済みです。

CONTENTS

国 交 省	新型コロナウイルス感染症対策下におけるアルコール検知器の取扱いについて……………	10
厚 労 省	労働保険の年度更新期間の延長等について……………	5
福 島 県	6月は「シートベルト着用」強化月間です！……………	8
	福島議定書に参加しましょう！……………	16
全 ト 協	令和2年度「自家用燃料供給施設整備支援助成事業」の実施について……………	10
	「安全性優良事業所」申請概要……………	14
県 ト 協	令和2年度定時総会のご案内……………	2
	令和2年度 第1回理事会を書面にて実施……………	4
	会員だより……………	9
	6月の行事予定……………	15
青 年 部 会	令和元年度第3回及び令和2年度第1回役員会を書面にて実施……………	5
適 正 化	2020年度安全性評価事業の申請受付および個別相談会開催について……………	6
	国交省による安全性優良事業所表彰制度のお知らせ……………	6
支 部	各支部が定時総会を書面にて実施……………	3
陸 災 防	皆さまの事業場では、交通労働災害防止担当管理者を選任していますか！……………	12
	皆さまの事業場では、荷役災害防止担当者を選任していますか！……………	13
	技能講習等実施予定……………	15
お 知 ら せ	県ト協ホームページへのリンク募集について……………	4
	交通事故統計……………	15
	セーフティチャレンジ事業に参加しましょう！……………	16

支 部**各支部が定時総会を書面にて実施**

各支部の令和2年度定時総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、書面表決により実施され、令和元年度事業・収支報告、令和元年度収支予算・事業計画等について審議された。

県北支部

県北支部（蓬田 隆信 支部長）は225会員を対象に実施。（回答書提出162会員）

総会議案書では、令和元年度事業報告・同収支決算報告及び監査報告について報告を行い、令和2年度重点事業計画として、交通事故防止安全対策のための各種事業、改正標準貨物自動車運送約款の浸透・推進、人材確保対策事業、環境対策事業、適正化事業の推進及び法令遵守の徹底を中心に、「エコドライブリーフレット」配布による啓蒙活動、安全大会の開催、ハローワーク福島との共同開催である企業説明会・ミニ面接会の継続開催などを実施することとした。

県中支部

県中支部（松島 輝 支部長）は362会員を対象に実施。（回答書提出306会員）

総会議案書では、令和元年度事業報告・同収支決算報告及び監査報告について報告を行い、令和2年度重点事業計画として、交通安全対策・労働災害防止対策、環境対策、魅力ある運輸事業対策、総合物流対策・税制対策、大規模災害対策、組織体制強化、会員相互の連携強化を中心に、安全大会（優良管理者・従業員表彰）、賀詞交歓会（安全祈願）、ドライブレコーダー活用の手法を取り入れた事故防止講習会の開催などを実施することとした。

県南支部

県南支部（橋本 一美 支部長）は159会員を対象に実施。（回答書提出109会員）

総会議案書では、令和元年度事業報告・同収支決算報告及び監査報告について報告を行い、令和2年度重点事業計画として、交通安全対策・労働災害防止対策、環境対策、会員相互の連携強化を中心に実施することとした。

また、本年度は昨年まで実施していた「交通事故防止講習会」の名称を「県南支部安全大会」と改め、白河の関トラックステーション開設5周年を記念し、プロ野球解説者 中畑 清 氏の講演を予定している。（10月下旬予定）

会津支部

会津支部（菅野 高志 支部長）は110会員を対象に実施。（回答書提出55会員）

総会議案書では、令和元年度事業報告・同収支決算報告及び監査報告について報告を行い、令和2年度重点事業計画として、交通安全対策・労働災害防止対策、経営者・管理者の安全活動、環境対策、親睦事業、災害対策を中心に各種事業・大会等に参加、安全大会（優良管理者・優良従業員表彰）などを実施することとした。

相双支部

相双支部（佐藤 信成 支部長）は128会員を対象に実施。（回答書提出85会員）

総会議案書では、令和元年度事業報告・同収支決算報告及び監査報告について報告を行い、令和2年度重点事業計画として、交通安全対策・労働災害防止対策、改正標準貨物自動車運送約款の浸透・推進、人材確保対策事業、適正化事業の推進・法令順守の徹底、環境対策、災害対策を中心に高校新卒者採用に向けたインターンシップの総合的な対策、植樹活動「トラックの森」の開催などを実施することとした。

いわき支部

いわき支部（鈴木 健仁 支部長）は224会員を対象に実施。（回答書提出163会員）

総会議案書では、令和元年度事業報告・同収支決算報告及び監査報告について報告を行い、令和2年度重点事業計画として、適正化事業の推進・法令順守の徹底、輸送秩序確立対策、労働対策、交通安全対策・労働災害防止対策、社会的地位向上対策を中心に安全運転・交通事故防止・労働災害防止講習会の開催、昨年より実施しているハローワークいわきとの共同開催である企業説明会・ミニ面接会の継続開催などを実施することとした。

県ト協

令和2年度第1回理事会を書面にて実施

福島県トラック協会第1回理事会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、書面表決により実施された。

【議 題】

1号議案 定時総会対応について

1号議案 令和元年度貸借対照表及び損益計算書の承認について

2号議案 常務理事の報酬額等の限度額について

3号議案 会費の種類及び納入方法について

4号議案 理事の変更に伴う役員選任について

(5) 特別決議（案）について

(6) スローガン（案）について

上記1号議案について、定時総会資料（議案書案）等で説明し、対応及び総会資料内容について審議した。

※総会資料（議案書）は5月28日(木)に全会員事業者へ送付しておりますのでご参照ください。

2号議案 新型コロナウイルス感染症における県ト協対応について

【県ト協】

1. トラックドライバー・コンテスト県大会 **中止**

2. トラックの日フェスタ2020 **中止**

※第1回常任理事会にて検討の結果、中止といたしました。

【関係団体】（全ト協・東北運輸局・日貨協連）

1. 第52回全国トラックドライバー・コンテスト **中止**

2. 令和2年東北運輸局自動車・観光関係功労者表彰式典 **中止**

3. 第16回トラック事業協同組合全国大会 **中止**

3号議案 入会会員及び退会会員について

1社の入会、2社の退会を可決した。（承認後会員数1,258（賛助会員284含む））

お知らせ

県ト協ホームページへのリンク募集について

県ト協では会員事業所様のホームページを県ト協ホームページ内にある「会員名簿」とリンクすることができます。

ホームページをお持ちであればリンク可能ですので、希望の会員様は下記にお申し出ください。



【問合せ先】 福島県トラック協会 業務部 遠藤・佐川まで

TEL.024-558-7755

（音声ガイダンス「1」を押して下さい）

青年部会**令和元年度第3回及び令和2年度第1回
役員会を書面にて実施**

県ト協青年部会令和元年度第3回及び令和2年度第1回役員会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の為、書面表決により実施された。

○報告事項

- 1 物流交流授業について
- 2 「トラックの日」フェスタについて

○議 題

- 1号議案 令和2年度定時総会対応について
 - ① 開催方法について
 - ② 定時総会議事及び提出議案について
 - ③ 部会規約の一部改正について
- 2号議案 入会及び退会部会員について
- 3号議案 令和2年度東北トラック協会連合会青年部会への役員推薦について

厚 労 省**労働保険の年度更新期間の延長等について****1. 労働保険の年度更新期間の延長**

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年度の労働保険の年度更新期間について、**令和2年6月1日(月)～7月10日(金)**から**令和2年6月1日(月)～8月31日(月)**に延長することが告示されました。

事業主の皆様におかれては、令和2年度の労働保険料及び一般拠出金の概算保険料及び確定保険料に係る申告書の提出及び納付は、**令和2年8月31日(月)**までにお願いします。

2. 労働保険料等の納付猶予の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業に係る収入に相当の減少があった事業主の方におかれては、申請により労働保険料等の納付を1年間猶予することができます（労働保険料等の納付猶予の特例）。ご希望される方は、要件等をご確認の上、**8月31日(月)**までの年度更新期間中に申請をお願いします。

詳細については当協会ホームページ(新着情報欄)又は
QRコードからリーフレットをご確認ください。



適正化 2020年度安全性評価事業の申請受付および個別相談会開催について

2020年度安全性評価事業の申請受付方法、個別相談会日程等を下記の通りお知らせいたします。

◎申請期間

7月1日(水)～14日(火) (土・日は除く) ※郵送の場合は14日(火)必着。窓口受付も同期間となります。

申請時のトラブル防止のため、信書対応の簡易書留など荷物追跡が可能な方法で発送してください。

また詳細につきましては (公社) 全日本トラック協会ホームページ「新型コロナウイルス感染拡大防止のための申請受付に係る特例措置」をご参照ください。

◎申請受付方法

新型コロナウイルスの影響により原則として郵送による受付となります。申請期間中は混雑が予想されますので、可能な限り早めに申請書類をお送りいただくようご理解、ご協力をお願いいたします。ただし例年通り窓口受付も実施いたします。その際は新型コロナウイルス感染予防策 (三密回避) を講じ、対応に努めて参ります。更新事業所は窓口受付の際、更新ハガキを関係書類と併せてご持参ください。

また今回申請方式E (特例申請) を選択した更新事業所は郵送による申請でお願いいたします。

※郵送の場合、申請書4枚組、自認書3枚組 (複写式は4枚) 申請者控えを含め全て送っていただき、受付後後日控えを返送いたします。

申請書送付先・受付窓口

〒960-0231 福島市飯坂町平野字若狭小屋32
(公社) 福島県トラック協会 適正化事業部

◎個別相談会

今年度新規に申請される事業所 (事業開始後3年を経過している営業所) ならびに本年末までの有効期間で更新される事業所を対象に、下記5支部で個別相談会を開催いたします。

なお県北支部は本部にて常時対応いたしますので、事前連絡のうえ直接お越しください。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、三密 (密閉、密接、密集) を避けるため当日は予約制、また相談時間は1事業所につき1時間となります。当日はマスク持参、着用にご協力をお願いいたします。

個別相談を希望される場合は別紙申込書によりFAXで申込みをお願いいたします。

開催支部 (場所)	日程・時間
県中支部 (郡山市喜久田町卸3丁目5 県中研修センター内)	6/15(月) (10時～12時、13時～16時)
	6/16(火) (10時～12時、13時～16時)
県南支部 (西白河郡泉崎村大字泉崎字夏針15-1 白河の関トラックステーション内)	6/19(金) (9時～12時、13時～15時)
会津支部 (会津若松市町北町大字始字見島80-2 会津方部共同休憩所内)	6/10(水) (9時～12時、13時～15時)
相双支部 (相馬市赤木字松ヶ澤144-7 相馬方部共同休憩所内)	6/24(水) (9時～12時、13時～15時)
いわき支部 (いわき市小名浜島字館下19-1 いわき共同休憩所内)	6/26(金) (9時～12時、13時～15時)

※上記より希望日 (開催支部 (場所)、日程・時間) を選んでください。日程確定次第、後日ご連絡いたします。

また予約が重複した場合は先着順となります。

適正化 国交省による安全性優良事業所表彰制度のお知らせ

国土交通省では連続10年以上継続して認定を受けており、且つ要件を満たした安全性評価事業認定事業所を表彰しております。要件については当協会ホームページの適正化実施機関内に同名の表題で掲載しておりますのでご確認ください。つきましては、福島運輸支局への提出が8月1日(土)までとなっておりますので早めの準備をお願い申し上げますとともに、希望事業所は当協会まで6月19日(金)までにご連絡ください。

2020年度安全性評価事業個別相談会出席申込書

(公社) 福島県トラック協会 適正化事業部 宛

○ 申請種別 (新規・更新を○で囲んでください)

新規申請 更新申請 (初更 ・ 2更 ・ 3更 ・ 4更 ・ 5更)

○ 希 望 日 (開催支部 (場所) 日程・時間に○をつけてください)

開催支部 (場所)	日程・時間
県中支部 (郡山市喜久田町卸3丁目5 県中研修センター内)	6/15 (月) (10時～12時、13時～16時)
	6/16 (火) (10時～12時、13時～16時)
県南支部 (西白河郡泉崎村大字泉崎字夏針15-1 白河の関トラックステーション内)	6/19 (金) (9時～12時、13時～15時)
会津支部 (会津若松市町北町大字始字見島80-2 会津方部共同休憩所内)	6/10 (水) (9時～12時、13時～15時)
相双支部 (相馬市赤木字松ヶ澤144-7 相馬方部共同休憩所内)	6/24 (水) (9時～12時、13時～15時)
いわき支部 (いわき市小名浜島字館下19-1 いわき共同休憩所内)	6/26 (金) (9時～12時、13時～15時)

※日程確定次第、後日ご連絡いたします。また予約が重複した場合は先着順となります。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、三密（密閉、密接、密集）を避けるため原則1事業所1名となります。

事業所名 (営業所、支店名まで)

電話番号

出席者

役 職

氏 名

2020年 月 日

FAX番号 024-558-7731

福島県

6月は「シートベルト着用」強化月間です!

乗車中のシートベルト及びチャイルドシート着用の必要性・効果を訴えるとともに、正しい着用の徹底について周知することにより、交通安全意識の向上と交通事故発生時における被害の防止・軽減を図ることを目的に、令和2年6月1日(月)から6月30日(火)までの1ヶ月間において、「シートベルト着用強化月間」の運動推進に努めてください。

詳細については当協会ホームページ（新着情報欄）をご確認ください。

6月はシートベルト着用強化月間です

**全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの
正しい着用を徹底しましょう。**

出発進行♪

全員シート
ベルトしめ
たよ

令和元年中の福島県内の四輪乗車中の死者 25 人中、シートベルト
非着用者は 5 人 (20.0%) で、うち 3 人 (60.0%) は着用していれば
救命効果があったと思われます。

後部座席のシートベルト着用って義務なの?

- 後部座席のシートベルト着用も法律で義務付けられています。
- また、幼児を乗車させるときはチャイルドシートの使用が義務付けられています。

**シートベルトをしていないと、
3つの危険があります!****1 車内で全身を強打する。**

時速 60 km で壁などに激突すると、高さ 1.4 m のビルから落ちるのと同じ衝撃を受け、全身がハンドルや前席、天井などにたたきつけられることになります。

2 車外に放り出される。

衝突の勢いが激しいと、車外に放り出され、路面に体を強打したり、後続車にひかれる可能性があります。

3 同乗者に被害を与える。

衝突の勢いで、後部席同乗者が前の座席にぶつかり、前の席の人がシートとエアバックに挟まれ、頭に大けがをする危険性があります。



会員だより

退会会員事業所

支部	店・社名
県南	(有)白鷺運輸福島営業所

賛助会員退会事業所

支部	店・社名
相双	(株)東栄原町営業所

会員名簿変更

ページ	事業所名	変更事項	新	旧
1	(株)大崎福島事業所	事業所名	(株)大崎東北支店福島第一営業所	(株)大崎福島事業所
11	アキタ(株)郡山営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	佐藤博幸	大内英則
12	イワタニ福島(株)郡山営業所	事業所名	イワタニセントラル福島(株)郡山営業所	イワタニ福島(株)郡山営業所
13	カメイ物流サービス(株)郡山営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	安部 権	玉田 満
	関東運輸(株)福島営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	嶋崎昌幸	大石勝也
	北関東ピアノ運送(有)福島営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	阿久澤憲久	岡山 岳
	(株)クールテックサガワ	代表者 (支店・営業所代表者)	星 勝利	佐川一男
	ケミカルサービス(有)	代表者 (支店・営業所代表者)	十文字重利	十文字哲也
14	(株)サカイ引越センター郡山支店	代表者 (支店・営業所代表者)	森岡正宏	小山内 剛
	ジャパンフードライン(株)郡山営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	菅野雄弥	今野藤悦
15	(株)首都圏物流郡山センター	代表者 (支店・営業所代表者)	富塚達哉	藤原慎一
	(株)仙台ピアノサービス福島営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	齊藤直也	伊藤 誠
16	大和物流(株)福島営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	井上 勝	藤郷公之
17	日軽物流(株)東北支店福島営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	仲川 務	古宮国治
20	名糖運輸(株)福島物流センター	代表者 (支店・営業所代表者)	森 幹	松本 裕
	ヤマトホームコンビニエンス(株)郡山支店	代表者 (支店・営業所代表者)	坂本英雄	本間雅幸
21	ヤマト運輸(株)郡山主管支店	代表者 (支店・営業所代表者)	齊藤公平	高松 徹
22	(株)東洋陸送社郡山営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	橋本直紀	加藤明義
23	熱海運送(株)西営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	天城喜一郎	寺山好広
	(株)アルプス物流郡山営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	高橋健二	渡辺美則
	(株)大崎郡山営業所	事業所名	(株)大崎東北支店郡山営業所	(株)大崎郡山営業所
	(株)ケイアイ物流郡山営業所	郵便番号 住所	963-8041 郡山市富田町丸山74番1	963-0551 郡山市喜久田町字菖蒲池23番地の7西2号室
24	中部急送(株)郡山営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	清野公男	荒木 修
29	(株)関宿急便福島営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	中村優介	石井透雄
34	(株)大崎古殿営業所	事業所名	(株)大崎東北支店古殿営業所	(株)大崎古殿営業所
40	(株)大崎若松営業所	事業所名	(株)大崎東北支店若松営業所	(株)大崎若松営業所
42	青葉運輸(有)	代表者 (支店・営業所代表者)	鈴木修平	鈴木建市
49	(株)アルプス物流小名浜営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	林 誠	小松史朗
51	クリナップロジスティクス(株)いわき営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	稲林正親	坂路勝敏
54	(株)レッカーサービスキムラ	郵便番号 住所	979-0223 いわき市四倉町山田小湊字山田58	974-8221 いわき市小浜町中ノ作103-1
55	関東西濃運輸(株)いわき支店	代表者 (支店・営業所代表者)	茅根 勝	田中 隆
	結城運輸倉庫(株)小名浜営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	久野弘幸	桜井 滋
	(有)山栄堂	代表者 (支店・営業所代表者)	日高肇子	日高久景
56	磐城通運(株)植田支店火力営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	今村文彦	阿部清勝
	カメイ物流サービス(株)いわき営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	永山栄治	前川 一
	(株)ジャスいわき営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	蛭田通弘	蛭田道弘
57	遠野運送(株)小名浜営業所	代表者 (支店・営業所代表者)	飯塚正弘	小野忠重
	日本郵便(株)いわき郵便局	代表者 (支店・営業所代表者)	中川 等	吉田英二
わだち2019 6月号掲載	(株)MITUWA東北営業所	郵便番号 住所	975-0039 南相馬市原町区青葉町3丁目62番地2サンガヤ1階号室	979-2143 南相馬市小高区蛇澤字大又49-1

わだち
2月号掲載

わだち
12月号掲載

全 ト 協

令和2年度「自家用燃料供給施設整備支援助成事業」の実施について

全日本トラック協会では、燃料費対策の一環として、「自家用燃料供給施設整備支援助成事業」を実施します。

- 1. 主な助成要件** 指定数量（1,000リットル）以上の軽油専用タンクの設置を伴う自家用燃料供給施設の新設、増設又は増設を伴う代替を行い、**令和2年4月1日(水)～令和3年2月28日(日)**までに消防（市町村又は地区消防組合等）より危険物取扱所の「完成検査済証の交付」を受け、当該設備の「支払いを完了」するもの。

※指定数量とは「危険物の規制に関する政令第1条の11」により規定。

※支払の完了には、割賦販売契約により導入した場合の「割賦販売契約締結（支払明細の確定）」を含む。

- 2. 助成対象者** 会員事業者、協同組合、連合会

※交付申請は年度内1施設限りとする。

※過去(平成20～26年度及び平成28～30年度及び令和元年度)に全日本トラック協会から同事業による助成金の交付を受けた会員事業者、協同組合・連合会は、助成対象外とする。

- 3. 助成金額** 軽油タンクの新設（設置1箇所分のみ）

100万円

軽油タンクの増設、増設を伴う代替

30万円

※ただし、公募期間の初日等に申請が予算総額を超過した際には、1件あたりの助成金額を減額する場合がある。

- 4. 助成金予算** 1億円

- 5. 公募期間** 令和2年8月3日(月)～11月2日(月)

※申請額が予算額に達した場合には、申請の受付を終了する。

※公募期間内に助成金交付が予算総額に達しない場合は、別途公募期間を設ける場合がある。

当該助成金実施要領に係る資料等のダウンロードについては
当協会ホームページ(新着情報欄)又はQRコードからをご確認ください。



国 交 省

新型コロナウイルス感染症対策下における
アルコール検知器の取扱いについて

今般の新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、アルコール検知器の使用方法等については、アルコール検知器協議会の知見を踏まえ、下記のとおり留意することが適当との指針が国交省より示されましたので、当該措置を実施していただき、引き続き感染予防を徹底してください。

1 アルコール検知器の除菌について

アルコール検知器を介しての感染に関し、新型コロナウイルスのみならず他の感染症については、ストローを使用者ごとに取り替える等により、使用者同士で直接的に接触しないことから、感染する可能性は極めて低いと考えられます。

このため、アルコール検知器を除菌することや、車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底することも一案です。除菌に際しては、機器によって適切な除菌方法が異なることから、自社で使用する検知器のメーカーに問い合わせることが適当です。

2 アルコール検知器の誤検知の防止について

手指や検知器をアルコールで除菌した直後にアルコール検知器を使用すると、揮発したアルコールにより誤検知する可能性があることから、必要に応じてアルコール検知器協議会の作成したチラシ（次ページ参照）を参考にすること、除菌後一定時間を置いてからアルコール検知器を使用すること等の措置を採ることが適当です。

※本件については、アルコール検知器協議会ホームページをご確認ください。

◎アルコール検知器協議会ホームページ URL <https://j-bac.org/>



COVID-19 新型コロナウイルス対策に対応した アルコール検知器使用

にあたっての留意事項

新型コロナウイルスの対策として、手洗いとアルコール除菌が基本となっていますが、手指や検知器をアルコールで除菌した直後の測定による誤検知が散見されています。このため当協議会では、新型コロナウイルス対策を徹底しつつ、アルコール除菌による誤った判定を防ぐために、以下の4つの手順を推奨します。

手順①

手指を
アルコール除菌



手順②

石鹸で手指洗い



手順③

アルコール検知器
の使用



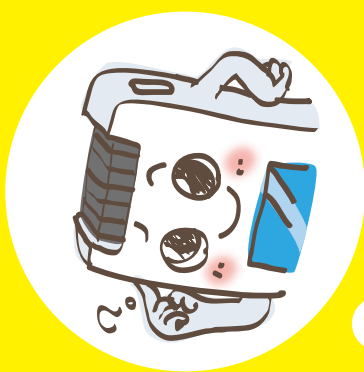
手順④

手指を
アルコール除菌



- ◎アルコール検知器を使用する際は、室内を事前に十分換気するか、風通しの良い環境を確保してください。
- ◎手指用のアルコール除菌剤は高温度のアルコールが含まれており、特にジェルタイプの場合手指に付着したアルコールが完全に乾燥するまで時間がかることがありますので、十分石鹸で手指洗いを行ってからアルコール検知器を使用してください。
- ◎また、アルコール検知器の近くに、アルコール消毒液又はアルコールを含む除菌剤や手指洗剤を置かないでください。数値表示したり、数値がゼロに戻りにくくなる可能性があります。

※アルコール検知器の除菌方法は、各社の機器特性もありますので、ご使用メーカーにお問い合わせください。



皆さまの事業場では、 交通労働災害防止担当管理者を選任していますか！



陸上貨物運送事業における死亡災害の50%は交通事故です。

『交通労働災害防止担当管理者教育講習』の開催について（ご案内）

厚生労働省は、「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成20年4月）を策定し、事業者の責務、管理体制等について示し、事業者はそれにより交通労働災害防止に努めなければならないとされました。

具体的には、

① 事業者の責務

労働者に自動車等の運転を行わせる事業者は、ガイドラインを指針とし、事業場における交通労働災害防止対策の積極的な推進を図ることにより、交通労働災害防止に努める。

② 交通労働災害防止のため管理体制の構築

事業者は、交通労働災害防止のため、次の事項を実施しなければなりません。

交通労働災害防止を担当する管理者の選任、選任された交通労働災害防止を担当する管理者への教育、交通労働災害防止を担当する管理者の職務の明確化、交通労働災害防止を担当する各管理者との連携。

募集期間：6月1日(月)から7月2日(木)まで

1. 日 時 令和2年7月9日(木) 13:00～16:50

2. 場 所 郡山市 福島県トラック協会 県中研修センター

3. 対象者 交通労働災害防止担当管理者又は選任予定者で、運行管理者又は補助者、運行管理者基礎講習を受講された方。

4. 講習科目と時間 事業者の責任と交通労働災害防止担当管理者の役割等（1時間）、交通労働災害防止管理の進め方（1.5時間）、教育及び運転者認定制度、健康管理、個
通労働災害防止に対する意識の高揚（1時間）
計 **3時間30分**

5. 受講料 陸災防福島県支部（福島県トラック協会）会員は、無料と致します。

6. 申 込 受講申込書（ホームページからダウンロード）に所定事項を記入し、運行管理者資格者証または基礎講習修了者証の写しを添付しお申込み下さい。

福島市飯坂町平野字若狭小屋32

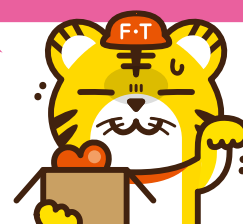
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福島県支部



皆さまの事業場では、 荷役災害防止担当者を選任していますか！

《陸運業の労働災害の状況》

- ①陸運業の労働災害の割合が増加している
- ②荷役災害が70%を占める
- ③そのうち70%が荷主の庭先で発生している



・・・『荷役災害防止担当者安全衛生教育講習』【陸運事業者向け】の開催について(ご案内)・・・

厚生労働省では、陸運業の労働災害の状況を踏まえ、荷役における労働災害を減少させるため、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」（平成25年3月25日基発0325第1号）を策定し、陸運事業者及び荷主等がそれぞれ取り組むべき事項を示しています。

1 陸運事業者の責務

- ・ガイドラインを指針とし、荷役作業における労働災害防止対策を積極的な推進に努める。

2 陸運事業者の実施事項

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ①安全衛生管理体制の確立等 <ul style="list-style-type: none"> ・「荷役災害防止担当者」の指名 ・荷役災害防止対策の計画的な推進 ・安全衛生委員会の開催 ②荷役作業における労働災害防止措置 | <ul style="list-style-type: none"> ③荷役作業の安全衛生教育の実施 ④陸運事業者と荷主等との連絡調整 ⑤自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置 ⑥陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置 |
|--|--|

募集期間：6月1日(月)から7月8日(水)まで



1. 日 時 令和2年7月16日(木) 13:00～17:20

2. 場 所 郡山市 福島県トラック協会 県中研修センター

3. 対象者 荷役災害防止担当者に指名された者（指名予定者）

4. 講習科目と時間
 荷役作業における労働災害の現状と事業者の責務（0.5時間）
 荷役作業における労働災害防止対策（2.0時間）
 荷役作業の安全衛生教育と安全衛生意識の高揚（0.5時間）
 荷主との連絡調整（0.5時間）
 関係法令（0.5時間）

計 4時間00分

5. 受講料 陸災防福島県支部（福島県トラック協会）会員は、無料と致します。

6. 申 込 受講申込書（ホームページからダウンロード）に所定事項を記入し、お申込み下さい。

福島市飯坂町平野字若狭小屋32

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 福島県支部

—2020年度貨物自動車運送事業安全性評価事業—

安全の証し「Gマーク」

「安全性優良事業所」 申請概要

申請受付期間

2020年7月1日(水)～7月14日(火)

土・日を除く



※「Gマーク」の「G」は「Good」(良い)、「Glory」(繁栄)の頭文字「G」を取ったものです。

申請書類の頒布

①インターネットによる頒布

頒布開始日 2020年4月24日(金)

頒布方法 申請案内↓全日本トラック協会 ホームページにて公開

申請書・自認書↓申請書作成システムによる作成が可能

②紙媒体による頒布

頒布開始日 2020年5月8日(金) 土日を除く

頒布方法 申請事業所が所在する都道府県の地方実施機関 (各都道府県トラック協会) より入手してください。

「新型コロナウイルス感染拡大防止に係る特例措置」を設けました。詳細については、全日本トラック協会ホームページをご覧ください。

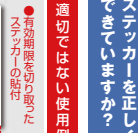
更新のお知らせ

前回以下の申請年度に認定された事業所の皆様は、今年度、更新手続きが必要となります。

更新種別	前回の申請年度	現在の認定証番号
初回更新	2018年度(新規)	189****
2回目更新	2017年度(初更)	29***** (1)
3回目更新	2016年度(2更)	28***** (2)
4回目更新	2016年度(3更)	28***** (3)
5回目更新	2016年度(4更)	28***** (4)

以下の「Gマーク」ステッカーの貼付は不正使用となります。Gマーク制度の信頼性を維持するためにも、車両に貼付される「Gマーク」ステッカーの適切な使用をお願いします。

車両を売却する際には「Gマーク」ステッカーを剥がしていただく等、Gマーク認定事業所が正しく認知されるようにしてください。



Gマーク認定事業所のみなさん
認定ステッカーを正しく使用できていますか？

適切ではない使用例

インターネットを利用して申請書類が作成できます。申請案内など詳しくは「Gマーク」で検索!!

Gマーク 検索



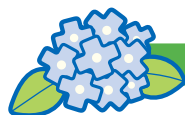
国土交通大臣指定 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関

●「安全性優良事業所認定制度」に関する詳しい内容については、ホームページをご覧ください。
<http://www.jta.or.jp>

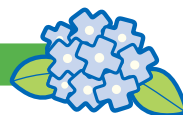


公益社団法人
全日本トラック協会

〒160-0004
東京都新宿区四谷3-2-5 全日本トラック総合会館
TEL.03(3354)1067 FAX.03(3354)1019



6月の行事予定



日 程	行 事 内 容	開 催 場 所
12日(金)	(公社)福島県トラック協会 令和2年度定時総会	郡山市「県中研修センター」

陸 災 防

陸 災 防 技能講習等実施予定

【フォークリフト運転技能講習】

開催地		講 習 開 催 日			
		学 科	実 技		
福 島④	7 月	17(金)	1: 7(火) ~ 9(木)	2: 14(火) ~ 16(木)	
郡 山④		28(火)	1: 1(水) ~ 3(金)	2: 7(火) ~ 9(木)	3: 14(火) ~ 16(木) 4: 20(月) ~ 22(水)
いわき④		[30(木)] 31(金)	1: 7(火) ~ 9(木)	2: 14(火) ~ 16(木)	3: 20(月) ~ 22(水)

※いわき④学科の〔 〕はPM:自動車運転免許証を有しない者対象

【はい作業主任者技能講習】

開催地	講習開催日	
いわき	7月	1(水) 2(木)

【交通労働災害防止担当管理者講習】

開催地	講習開催日	
郡山	7月	9(木)

【荷役災害防止担当者安全衛生教育講習】

開催地	講習開催日	
郡山	7月	16(木)

※ 講習に関する詳細はホームページでご確認ください。 [Http://www.f-rikusai.org/](http://www.f-rikusai.org/)

陸災防 福島県支部

槍案

お知らせ

お知らせ **交通事故統計**

第一当事者が県内居住の事業用貨物車の交通事故発生状況は2019年に比べ2020年では発生件数（-3）、死者数（+1）、傷者数（+1）となっている。交通規則を守るとは、社会人としての基本的な責務です。会員事業所におかれましても、プロドライバーとして、より一層の交通安全対策をお願いします。

交通ルールの遵守、思いやり運転等交通マナーアップ 交差点での安全確認の励行 速度の抑制

第一当事者が県内居住の事業用貨物車の交通事故発生状況（４月末）

[illegible]

お知らせ**セーフティチャレンジ事業に参加しましょう!****令和2年6月1日(月)～7月15日(水)まで募集**

福島県交通対策協議会、(一社)福島県交通安全協会が主催するセーフティチャレンジ事業では会員事業所のドライバーを中心とした3人1組の職域グループでの参加を増やし、ドライバー意識の高揚を図るため、会員事業所に積極的に参加いただくよう当協会としても毎年事業に参加しております。

セーフティチャレンジ事業に参加する場合は、各事業所が申込書と参加料を県交通安全協会または、最寄りの警察署内の地区交通安全協会へ提出しお申し込みください。

セーフティチャレンジ事業実施要項

- 主 催** 福島県交通対策協議会、(一社)福島県交通安全協会
- 実施期間** 令和2年7月1日(水)～同年12月31日(木)までの6ヵ月間
- 実施要項**
- (1)3人で1チームをつくり、チーム単位で期間中無事故・無違反にチャレンジします。
チームの編成は、県内に居住又は勤務し、運転免許証を有して日常的に自動車(原動機付自転車を含む。)を運転する方であれば、職場、友人、家族等どのような構成でもかまいません。
 - (2)参加チームには、それぞれ代表者を含め、代表者は期間終了後に「セーフティチャレンジ結果報告書」により**令和3年1月1日(金)から同年1月15日(金)**までに結果を報告することとします。
 - (3)期間中無事故・無違反チームについては、達成記念品を贈呈いたします。
 - (4)無事故・無違反チームには予備抽選を行い、当選チームに特別賞を贈呈することとします。(抽選の公正を期するため、抽選は公開で行います。)
- 特 別 賞** 特別賞はベストドライバー賞15万円の商品券5本の他、各賞合計**563**本
- 参 加 料** 1チーム1,500円(1人500円)とし、参加料は無事故・無違反達成記念品代のほか事業の諸経費に充当いたします。
- 募集期間** 令和2年6月1日(月)～7月15日(水)

※65歳以上の方が2名以上のチームにシルバー枠が設けられております。

参加申込書はトラック協会ホームページ(トップページお知らせ欄)からもダウンロードできます。

なお、当協会では参加チーム単位としての無事故・無違反に対して、主催者の本抽選洩れチームを対象に別途抽選会を開催し副賞を贈呈いたします。また、事業所単位での「事故防止コンクール事業所表彰」も行っております。表彰は事業所の車両登録台数の半数以上の参加人数で特に優秀な事業所が対象となります。

当協会への事故防止コンクールに参加する場合は、交通安全協会から申込受付後に届くハガキ(会社名、チーム代表者氏名、チーム番号記載)を当協会へFAX(024-558-7731)してお申し込みください。

福 島 県**福島議定書に参加しましょう!**

福島県では地球温暖化を防止するため、福島県内の事業所に省エネルギー対策などに取り組み、二酸化炭素などの温室効果ガスの削減を図る事業として「福島議定書」事業の募集を8月31日(月)まで実施しております。詳しくは同封のパンフレット、福島県または当協会のホームページ(新着情報欄)をご参照ください。



トラック広報 わだち6月号(通巻473号)

2020年6月1日発行(毎月1回1日)
編集発行 公益社団法人福島県トラック協会
〒960-0231 福島市飯坂町平野字若狭小屋32
TEL 024-558-7755(代) FAX 024-558-7731
H.P <http://fukutora.la37n.com/>

